市立函館病院栄養管理委員会要綱

（設　置）

第１条　患者の適切な栄養管理を実現するために「市立函館病院栄養管理委員会」(以下「栄養管理委員会」という。)を設置する。

（所　管　事　項）

第２条　委員会は、次の事項を審議する。

（１）栄養管理計画書に関すること。

（２）栄養指導に関すること。

（３）個々の患者の栄養管理に関すること。

（４）食事計画及び、食事調査に関すること。

（５）施設並びに衛生に関すること。

（６）栄養サポートチーム（NST）に関すること。

（７）摂食嚥下チームに関すること。

（８）口腔ケアチームに関すること。

（９）栄養剤・栄養補助食品に関すること。

（１０）その他の栄養管理に関すること。

(組　織)

第３条　委員会には、委員長及び副委員長を置く。

（１）委員長は、病院長が指名する。

（２）副委員長は、委員長が指名する。

（３）委員は、次に掲げる者を持ってあてる。
栄養管理科長、看護部長、看護科長、事務局長、医事課長、管理栄養士、給食委託業者、病院長が指名した者

（４）オブザーバーは次に掲げる者を持ってあてる。
消化器外科長（NST)、リハビリテーション科長（摂食嚥下チーム)、口腔外科長（口腔ケアチーム）

（５）委員長は会務を総理する。

（６）副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代理する。

（７）第２条第６号・第７号・第８号に関し、摂食・栄養合同会議を設置し、必要事項は別途定める。

（８）第２条第９号に関し、採否について審議する栄養剤・栄養補助食品検討部会を設置し、必要事項は別途定める。

(会　議)

第４条　委員会は毎月第４月曜日に開催し、必要に応じ委員長が召集する。
協議事項がない場合は、委員長の判断で書面開催とすることができる。

(関係者の出席)

第５条　委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見または説明させることができる。

(庶　務)

第６条　委員会に関する庶務は、栄養管理科において行う。

(補　則)

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附　則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 2 月 5 日改訂
平成 20 年 4 月 24 日改訂
平成 22 年 4 月 15 日改訂
平成 22 年 10 月 21 日改訂
平成 25 年 1 月 23 日改訂
平成 25 年 7 月 31 日改訂
平成 27 年 4 月 27 日改訂
平成 29 年 4 月 24 日改訂
平成 30 年 8 月 27 日改訂
令和 1 年 6 月 24 日改訂
令和 4 年 4 月 25 日改訂
令和 5 年 4 月 24 日改訂
令和 8 年 4 月 1 日改訂